

令和4年高島市教育委員会第7回定例会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和4年7月27日（水）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時15分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長職務代理者あいさつ
令和4年第6回定例会議録の承認
会議録署名委員の指名
議第41号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市社会教育委員の委嘱について）
議第42号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について）
議第43号 高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について
報告第9号 高島市立図書館の臨時休館について
- 4 出席委員
田邊教育長職務代理者、川原林委員、橋本委員、高木委員
- 5 事務局出席者
木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、井上教育総務部次長（教育総務課長取扱）、山本教育総務部次長（高島市民会館長取扱）、小川社会教育課長、水口文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、山本学事施設課長、玉木学校給食課長、川越教育総務課参事、末綱同課主事
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長職務代理者が第7回定例会の開会を宣言

令和4年第6回定例会会議録 承認

会議録の署名委員の指名 川原林委員、高木委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第40号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市社会教育委員の委嘱について）

【説明】 小川社会教育課長

本件は、高島市社会教育委員の委嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和4年7月20日に次のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

高島市社会教育委員については、これまでに10名の委員の委嘱をご承認いただいたところであるが、このたび任期満了となる中村 眞奈美氏を、社会教育の関係者として委嘱したものである。任期は、令和4年7月20日から令和6年7月19日までの2年間となる。

中村委員は、公民館運営審議会から選出された委員であり、今期についても、委員のこれまでのご経験と、公民館運営審議会委員長や高島中学校区の地域学校協働活動推進員などの様々なお立場で活動いただいている状況などを踏まえ、適任者であることから引き続き、再任のお願いをするものである。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

議第41号 臨時代理につき承認を求めることについて（高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について）

【説明】 小川社会教育課長

本件は、高島市文化振興推進審議会委員の委嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和4年7月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

高島市文化振興推進審議会は、市の文化振興基本計画に基づく事業の進捗について審議いただく組織であり、今回委嘱する委員は名簿記載のとおり10名、そのうち新任が2名、再任が8名である。委員の区分は、審議会規則により第1号委員は学識経験者、第2号委員は関係分野から選出された方としており、2号委員は芸術文化、景観観光、文化的資産、食文化、青少年関係、地域文化、生活文化、伝統産業文化の各分野から選出された委員となっている。任期は令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第42号 高島市道徳教育推進協議会委員の委嘱等について

【説 明】 岡部学校教育課長

本議案は、高島市道徳教育推進協議会設置要綱第3条の規定に基づき、高島市道徳教育推進協議会委員に次の者を委嘱または任命することにつき、議決を求めるものである。

5ページの表のとおり、1号の学識経験者1名、2号の小中学校児童生徒の保護者2名、4号の関係行政機関の職員1名、5号のその他教育長が必要と認める者2名の合計6名を委嘱し、3号の教育関係者6名を任命するものである。

任期は、令和4年8月1日から令和5年3月31日までである。委嘱または任命する委員12名とともに、高島市立学校の道徳教育ならびに道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業推進校の研究のより一層の推進を図るため、専門的な見地やそれぞれの立場から助言や意見をいただくこととなる。

【質疑等】

○橋本委員

学校教育を中心に、学校運営協議会という地域の方、特に家庭を繋ぎ、道徳教育を実践できるいい環境にあると思う。それを学識経験者の方の目から見て、今後高島市のこの地域でどういうことを醸成していくか、その最初の形として期待している。

○岡部学校教育課長

いただいたご意見をもとに、地域との連携を軸として進めてまいりたい。

【採 決】 可決

報告第9号 高島市立図書館の臨時休館について

【説 明】 玉木図書館長

このたび、館内照明のLED化工事を行うため、高島市立図書館の管理運営に関する規則第4条に基づき、今津図書館を臨時休館することとしたので報告する。

資料のとおり、今津図書館の臨時休館の期間は令和4年9月1日から令和4年11月30日までの3か月間である。

休館理由は、館内照明のLED化工事を行うためであるが、今津図書館の館内照明は平成13年の開館当初から使用しており、照度が少々落ちてきている。利用者の方に快適に読書していただくこと、また、維持費の削減にもつながることから、今年度更新するものである。

利用者の方への周知方法については、市の広報誌、図書館のホームページ、防災無線放送のほか、休館予告のポスターを館内に掲示して周知する予定である。

【質疑等】

○橋本委員

3か月の休館は仕方がないとしても、図書館を利用する方はたくさんおられる。今津図書館に行けない代わりに、例えばマキノ図書館で対応するのかとか、今までメールでリクエストしていたものをどこに取りにいったらよいかといった細やかで具体的な情報をホームページで伝えるなど、利用者に寄り添った対応をしてもらえたらと思う。

○玉木図書館長

利用者の方にはご不便をおかけする。今津図書館の休館を利用者に不便と思われないう、できる限りのサービスはさせていただく。職員と相談しながらご不便のないように進めていきたいと考えている。

閉会 教育長職務代理者が第7回定例会の閉会を宣言